

兵庫県公報

平成31年3月29日 金曜日 第15号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 統計調査条例施行規則の一部を改正する規則（統計課）	1

公布された法令のあらまし

●統計調査条例施行規則の一部を改正する規則（規則第21号）

統計調査条例の一部改正により、県が行う統計調査に係る調査票情報（統計調査により集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録に記載されている情報をいう。以下同じ。）を、調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成又は統計的研究を行う者にも提供することができるようにすること等に伴い、当該者に調査票情報を提供するための手続を定める等、所要の整備を行うこととした。

規 則

統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第21号

統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

統計調査条例施行規則（平成21年兵庫県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項を次のように改める。

条例第13条第1号イに規定する規則で定める額は、調査票情報の提供に関する次の各号に掲げる方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 用紙に出力したものの交付 用紙1枚につき10円
- (2) フロッピーディスクに複写したものの交付 1枚につき30円
- (3) 光ディスクに複写したものの交付 1枚につき60円
- (4) 光磁気ディスクに複写したものの交付 1枚につき290円
- (5) 調査票情報の送付 当該送付に要する費用

第17条第2項中「第13条第1号イ」を「第13条第2号イ」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「第13条第2号ウ」を「第13条第3号ウ」に改め、同項第5号中「統計成果物」を「匿名データ」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第31条とする。

第15条及び第16条を削る。

第14条第1項中「提供依頼申出者」を「第12条提供申出者」に、「次に掲げる」を「当該申出に係る匿名データの提供に要する手数料の額その他当該申出に係る匿名データの提供に関する」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「提供依頼申出者」を「第12条提供申出者」に、「前項第2号に掲げる条件を遵守する旨記載した誓約書」を「、知事が定める匿名データの取扱いに関する事項（利用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨記載した書面」に改め、同条第3項中「提供依頼申出者」を「第12条提供申出者」に改め、同条を第28条とし、同条の次に次の2条を加える。

（匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等）

第29条 条例第12条第3項の規定による匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等は、次に掲げるものとする。

- (1) 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

- ア 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とすること。
- イ 匿名データを利用して行った学術研究の成果の公表（条例第12条第4項の規定により準用する条例第10条第4項の規定により行う公表を除く。次号イ、第3号ウ及び第4号イにおいて同じ。）がされること。
- ウ 個人及び法人の権利利益等を害するおそれがないこと。
- エ 匿名データ適正管理措置が講じられていること。
- (2) 教育の発展に資すると認められる統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの
- ア 匿名データを高校教育等の用に供することを直接の目的とすること。
- イ 匿名データを利用して行った教育内容の公表がされること。
- ウ 前号ウ及びエに掲げる要件に該当すること。
- (3) 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの
- ア 匿名データを国際比較を行う上で必要な統計の作成等にのみ用いること。
- イ 第12条提供申出者が、我が国が加盟している国際機関であること又は次に掲げる要件の全てに該当する者であること。
- (7) 統計の作成等は、国際比較統計等の提供を目的とするものであること。
- (i) 2以上の外国政府等からアに規定する統計の作成等に必要の調査票情報（これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。）の提供を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められ、かつ、公的機関等若しくは1以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供若しくは建物その他の施設の提供等の支援を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められること。
- ウ 次に掲げる第12条提供申出者の区分に応じ、それぞれ次に定める内容の公表がされること。
- (7) 我が国が加盟している国際機関 匿名データを用いて行った国際比較の結果
- (i) 我が国が加盟している国際機関以外の者 匿名データを用いて行った国際比較統計等の提供の状況
- エ 第1号ウ及びエに掲げる要件に該当すること。
- (4) 官民データ活用推進基本法第23条第3項の規定により指定された重点分野に関する統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの
- ア 県民経済の健全な発展又は県民生活の向上に寄与すると認められること。
- イ 匿名データを利用して行った事業等の内容の公表がされること。
- ウ 第1号ウ及びエに掲げる要件に該当すること。
- 2 前項の統計の作成等を行う者は、次のいずれにも該当しない者とする。
- (1) 第9条第2項第1号から第4号までに掲げる者
- (2) 前号に掲げる者のほか、調査票情報又は匿名データを利用して不適切な行為をしたこと、関係法令の規定に反したこと等の理由により匿名データを提供することが不適切であると知事が認める者（匿名データの提供を受けた者の氏名等の公表等）
- 第30条 第10条から第14条までの規定は、条例第12条第3項の規定による匿名データの提供を行う場合について準用する。
- 第13条の前の見出しを削り、同条第1項中「以下「提供依頼申出者」を「以下「第12条提供申出者」に、「提供依頼申出書」を「第12条提供申出書」に改め、同項各号を次のように改める。
- (1) 第12条提供申出者が公的機関であるときは、次に掲げる事項
- ア 当該公的機関の名称
- イ 担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先
- (2) 第12条提供申出者が法人等であるときは、次に掲げる事項
- ア 当該法人等の名称及び住所
- イ 当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先
- (3) 第12条提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項
- ア 当該個人の氏名、生年月日及び住所
- イ 当該個人の職業、所属、職名及び連絡先
- (4) 第12条提供申出者が前3号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第1号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項
- (5) 代理人によって申出をするときは、次に掲げる事項

- ア 当該代理人の氏名、生年月日及び住所
- イ 当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先
- (6) 匿名データの名称、年次その他の当該匿名データを特定するために必要な事項
- (7) 匿名データの利用場所
- (8) 匿名データの利用目的
- (9) 匿名データを取り扱う者が第29条第2項各号に掲げる者に該当しない旨
- (10) 前各号に掲げるもののほか、第29条第1項各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項として、次のアからエまでに掲げる申出の区分に応じ、当該アからエまでに定める事項
- ア 第29条第1項第1号に該当する申出 次に掲げる事項
- (7) 匿名データの直接の利用目的が学術研究目的である旨
- (イ) 匿名データの直接の利用目的である研究の名称、必要性、内容及び実施期間
- (ロ) 匿名データを利用する手法及び期間並びに匿名データを利用して作成する統計又は行う統計的研究の内容
- (ニ) 作成する統計又は行う統計的研究を公表する方法
- (ホ) 個人及び法人の権利利益等を害するおそれがない旨
- (ヘ) 第32条に規定する匿名データを適正に管理するために必要な措置（以下「匿名データ適正管理措置」という。）として講ずる内容
- (キ) 匿名データの提供を受ける方法及び年月日
- (ク) (7)から(キ)までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項
- イ 第29条第1項第2号に該当する申出 次に掲げる事項
- (7) 匿名データの直接の利用目的が高校教育等である旨
- (イ) 匿名データを利用する学校及び学部学科の名称並びに授業科目の名称、目的及び内容並びに匿名データを授業科目で利用する必要性及び期間
- (ロ) 匿名データを利用する手法及び期間並びに匿名データを利用して作成する統計又は行う統計的研究の内容
- (ニ) 授業科目の実施結果を公表する方法
- (ホ) ア(オ)から(キ)までに掲げる事項
- (ヘ) (7)から(オ)までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項
- ウ 第29条第1項第3号に該当する申出 次に掲げる事項
- (7) 匿名データの直接の利用目的が国際比較を行う上で必要な統計又は統計的研究の成果を公的機関等、外国政府等（外国政府又は国際機関その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）又はこれらを用いて学術研究若しくは高等教育を行う者に対して提供すること（以下「国際比較統計等の提供」という。）である旨（第12条提供申出者が我が国が加盟している国際機関以外の者である場合に限る。）
- (イ) 匿名データを用いて行う事業の名称、必要性、内容及び実施期間
- (ロ) 匿名データを利用して作成する統計又は行う統計的研究の内容（第12条提供申出者が我が国が加盟している国際機関の場合に限る。）
- (ニ) 国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況を公表する方法
- (ホ) 2以上の外国政府等から提供を受けているか又は提供を受ける見込みが確実である調査票情報（これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。）の内容及び当該調査票情報の提供元の外国政府等の名称（第12条提供申出者が我が国が加盟している国際機関以外の者である場合に限る。）
- (ヘ) 公的機関等又は外国政府等から受けているか若しくは受ける見込みが確実である職員の派遣、資金の提供、建物その他の施設の提供等の支援の内容及び当該支援の提供元の公的機関等又は外国政府等の名称（第12条提供申出者が我が国が加盟している国際機関以外の者である場合に限る。）
- (キ) ア(オ)から(キ)までに掲げる事項
- (ク) (7)から(キ)までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項
- エ 第29条第1項第4号に該当する申出 次に掲げる事項
- (7) 匿名データを利用して行う統計の作成等が第29条第1項第4号の重点分野に係るものであり、第19条第1項第10号ウ(7) a から d までに掲げる課題の解決に資する旨及びその内容
- (イ) 匿名データを利用する者、必要性、内容及び実施期間
- (ロ) 匿名データを利用する手法及び期間並びに匿名データを利用して作成する統計又は行う統計的研究

の内容

- (イ) 匿名データを利用して行った事業等の内容を公表する方法
- (ハ) ア(オ)から(キ)までに掲げる事項
- (ニ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項

第13条第2項中「提供依頼申出者」を「第12条提供申出者」に、「提供依頼申出書及び」を「第12条提供申出書及び」に、「提供依頼申出書等」を「第12条提供申出書等」に、「法人等であるときは、その代表者又は管理人」を「個人である場合に限る。」に改め、同条第3項中「提供依頼申出書等」を「第12条提供申出書等」に、「提供依頼申出者」を「第12条提供申出者」に改め、同条を第27条とし、同条の前に見出しとして「(匿名データの提供に係る手続等)」を付する。

第11条及び第12条を削る。

第10条第1項中「又は教育が」を「、教育又は事業等が」に、「又は教育内容」を「、教育内容の概要又は事業等内容」に改め、同条第2項本文中「第8条第1項第6号」を「第19条第1項第8号」に改め、同項ただし書中「得たとき」の右に「又は第21条第1項第1号の場合において当該統計成果物を用いて行った学術研究の終了後に当該統計成果物の公表(条例第11条第3項の規定により行う公表を除く。）」がされたとき」を加え、同条第3項を削り、同条を第26条とする。

第9条を第20条とし、同条の次に次の5条を加える。

(調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する委託による統計の作成等)

第21条 条例第11条第1項の調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等は、次に掲げるものとする。

- (1) 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

ア 統計成果物を学術研究の用に供すること。

イ 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(ア) 統計成果物を利用して行った学術研究の成果の公表(条例第11条第3項の規定により行う公表を除く。次号イ及び第3号イにおいて同じ。）」がされること。

(イ) 統計成果物及びこれを用いて行った学術研究の成果を得るまでの過程の概要が公表されること。

ウ 個人及び法人の権利利益等を害するおそれがないこと。

- (2) 教育の発展に資すると認められる統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

ア 統計成果物を学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第66条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)、大学若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校(同法第125条第1項に規定する一般課程を除く。）」における教育(以下「高校教育等」という。))の用に供することを直接の目的とすること。

イ 統計成果物を利用して行った教育内容の公表がされること。

ウ 前号ウに掲げる要件に該当すること。

- (3) 官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第23条第3項の規定により指定された重点分野に関する統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

ア 県民経済の健全な発展又は県民生活の向上に寄与すると認められること。

イ 統計成果物を利用して行った事業等の内容の公表がされること。

ウ 第1号ウに掲げる要件に該当すること。

2 前項の統計の作成等の委託をする者は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 第9条第2項第1号から第4号までに掲げる者

- (2) 前号に掲げる者のほか、調査票情報又は匿名データを利用して不適切な行為をしたこと、関係法令の規定に反したこと等の理由により委託に応じ統計の作成等を行うことが不適切であると知事が認める者(統計の作成等の委託をした者の氏名等の公表)

第22条 条例第11条第2項の規定による公表は、同条第1項の規定による委託による統計の作成等を行うこととした後速やかに行うものとする。

第23条 条例第11条第2項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 統計の作成等の委託の年月日

- (2) 統計の作成等の委託をした者(個人に限る。))の職業、所属その他の当該者に関する情報であって、知

事が統計の作成等を行うことが適当と認めた理由を構成する事項のうち知事が必要と認める事項

(3) 統計の作成等の委託の目的

(調査票情報を利用して作成した統計等の公表)

第24条 条例第11条第3項の規定による公表は、同条第1項の統計の作成等を行った日から原則として1月以内に行うものとする。

第25条 条例第11条第3項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第23条各号に掲げる事項

(2) 条例第11条第1項の規定により作成された統計又は行った統計的研究の成果について、次に掲げる事項

ア 当該統計の作成等を行うに当たって利用した調査票情報に係る統計調査の名称、年次、当該調査票情報の地域の範囲その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項

イ 当該統計の作成等の方法の確認をするために、知事が特に必要と認める事項

(3) 条例第11条第1項の規定により作成された統計又は行った統計的研究の成果について、その全部又は一部が学術研究の成果等として学術雑誌等に掲載され又は掲載されることが予定されている場合にあっては、当該学術雑誌等の名称及び掲載年月日

第8条の前の見出しを削り、同条第1項中「第11条」を「第11条第1項」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 委託申出者が公的機関であるときは、次に掲げる事項

ア 当該公的機関の名称

イ 担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先

第8条第1項第2号中「当該法人等の名称及び住所」を「次に掲げる事項」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該法人等の名称及び住所

イ 当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先

第8条第1項第7号中「前条第1項又は第2項に規定する」を「第21条第1項各号に掲げる」に、「その他知事が必要と認める」を「として、次のアからウまでに掲げる申出の区分に応じ、当該アからウまでに定める」に改め、同号に次のように加える。

ア 第21条第1項第1号に該当する申出 次に掲げる事項

(7) 統計成果物の利用目的である研究の名称、必要性、内容及び実施期間

(4) 作成する統計又は行う統計的研究の成果を公表する方法

(7) 個人及び法人の権利利益等を害するおそれがない旨

(2) 統計成果物の提供を受ける方法及び年月日

(4) (7)から(2)までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項

イ 第21条第1項第2号に該当する申出 次に掲げる事項

(7) 統計成果物の直接の利用目的が教育(第21条第1項第2号アに掲げる学校における教育に限る。)である旨

(4) 統計成果物を利用する学校及び学部学科の名称並びに授業科目の名称、目的及び内容並びに当該統計成果物を授業科目で利用する必要性及び期間

(7) 授業科目の実施結果を公表する方法

(2) ア(7)及び(2)に掲げる事項

(4) (7)から(2)までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項

ウ 第21条第1項第3号に該当する申出 次に掲げる事項

(7) 統計成果物が第21条第1項第3号の重点分野に係るものであり、次に掲げる課題の解決に資する旨及びその内容

a 経済の再生及び財政の健全化

b 地域の活性化

c 県民生活の安全及び安心の確保

d aからcまでに掲げるもののほか、県民経済の健全な発展又は県民生活の向上

(4) 統計成果物を利用して行う事業等の名称、必要性、内容及び実施期間

(7) 統計成果物を利用して行った事業等の内容を公表する方法

(2) ア(7)及び(2)に掲げる事項

(f) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項

第8条第1項第7号を同項第10号とし、同項第6号中「統計成果物」の右に「(委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果をいう。以下同じ。)」を加え、同号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 統計の作成等の委託をする者が第21条第2項各号に掲げる者に該当しない旨

第8条第1項第5号を同項第7号とし、同項第4号を同項第6号とし、同項第3号中「当該代理人の氏名、生年月日及び住所」を「次に掲げる事項」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該代理人の氏名、生年月日及び住所

イ 当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先

第8条第1項第3号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 委託申出者が個人であるときは、次に掲げる事項

ア 当該個人の氏名、生年月日及び住所

イ 当該個人の職業、所属、職名及び連絡先

(4) 委託申出者が前3号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第1号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項

第8条を第19条とし、同条の前に見出しとして「(委託による統計の作成等に係る手続等)」を付する。

第7条を削る。

第6条の見出しを「(行政機関及び他の地方公共団体に準ずる者)」に改め、同条第1項中「第10条第1項」を「第10条第1項第1号」に改め、「第8条に」を「第10条に」に改め、同条第2項を削り、同条を第8条とし、同条の次に次の10条を加える。

(調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等)

第9条 条例第10条第1項第2号に規定する規則で定める統計の作成等は、次に掲げるものとする。

(1) 公的機関又は前条に規定する者(以下「公的機関等」という。)が、公的機関等以外の者に委託し、又は公的機関等以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等であって、調査票情報適正管理措置が講じられているもの

(2) その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関等が公募により補助する調査研究に係る統計の作成等であって、調査票情報適正管理措置が講じられているもの

(3) 知事の政策の企画等に有用であると認める統計の作成等その他条例第10条第1項第2号に規定する同等の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等であって、調査票情報適正管理措置が講じられているもの

2 前項の統計の作成等を行う者は、次のいずれにも該当しない者とする。

(1) 統計法、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)若しくはこれらの法に基づく命令又は条例若しくは個人情報の保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号)若しくはこれらの条例に基づく規則(以下「関係法令」という。)に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

(3) 法人等であって、その役員のうち前2号のいずれかに該当する者がある者

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

(5) 前各号に掲げる者のほか、調査票情報又は匿名データを利用して不適切な行為をしたこと、関係法令の規定に反したこと等の理由により調査票情報を提供することが不適切であると知事が認める者

(条例第10条第2項の規定による調査票情報の提供を受けた者の氏名等の公表)

第10条 条例第10条第2項の規定による公表は、同条第1項の規定による調査票情報の提供をした後速やかに行うものとする。

第11条 条例第10条第2項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査票情報を提供した年月日

(2) 調査票情報の提供を受けた者（個人に限る。）の職業、所属その他の当該者に関する情報であつて、知事が調査票情報の提供をすることが適当と認めた理由を構成する事項のうち知事が必要と認める事項

(3) 調査票情報の利用目的

（条例第10条第1項の規定により調査票情報を利用して作成した統計等の提出）

第12条 条例第10条第3項の規定により作成した統計又は行った統計的研究の成果を提出するときは、当該統計又は統計的研究の成果に係る報告書及び調査票情報に係る管理簿を併せて提出しなければならない。

2 前項の統計及び統計的研究の成果並びに報告書は、電磁的記録をもって作成して提出しなければならない。

（条例第10条第1項の規定により調査票情報を利用して作成した統計等の公表）

第13条 条例第10条第4項の規定による公表は、同条第3項の提出を受けた日から原則として1月以内に行うものとする。

第14条 条例第10条第4項第3号に規定する規則に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第11条各号に掲げる事項

(2) 条例第10条第3項の規定により提出された統計又は統計的研究の成果について、次に掲げる事項

ア 当該統計の作成等を行うに当たって利用した調査票情報に係る統計調査の名称、年次、当該調査票情報の地域の範囲その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項

イ 当該統計の作成等の方法の確認をするために、知事が特に必要と認める事項

(3) 条例第10条第3項の規定により提出された統計又は統計的研究の成果について、その全部又は一部が学術研究の成果等として学術雑誌等に掲載され又は掲載されることが予定されている場合にあっては、当該学術雑誌等の名称及び掲載年月日

（条例第10条の2第1項の規定による調査票情報の提供に係る手続等）

第15条 条例第10条の2第1項の規定により知事に調査票情報の提供を依頼しようとする者（以下「第10条の2提供申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「第10条の2提供申出書」という。）に、知事が当該調査票情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、知事に提出することにより、調査票情報の提供の依頼の申出をするものとする。

(1) 第10条の2提供申出者が法人等であるときは、次に掲げる事項

ア 当該法人等の名称及び住所

イ 当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先

(2) 第10条の2提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項

ア 当該個人の氏名、生年月日及び住所

イ 当該個人の職業、所属、職名及び連絡先

(3) 代理人によって申出をするときは、次に掲げる事項

ア 当該代理人の氏名、生年月日及び住所

イ 当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先

(4) 調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項

(5) 調査票情報の利用場所

(6) 調査票情報の利用目的

(7) 調査票情報を取り扱う者が第17条第2項各号に掲げる者に該当しない旨

(8) 前各号に掲げるもののほか、第17条第1項第1号又は第2号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項として、次のア又はイに掲げる申出の区分に応じ、当該ア又はイに定める事項

ア 第17条第1項第1号に該当する申出 次に掲げる事項

(7) 調査票情報の直接の利用目的が学術研究目的である旨

(イ) 調査票情報の直接の利用目的である学術研究の名称、必要性、内容及び実施期間

(7) 第17条第1項第1号ア(7)に該当する委託し、又は共同して行う調査研究の場合、その委託し、又は共同して行うことに係る内容

(イ) 第17条第1項第1号ア(イ)に該当する共同して行う調査研究の場合、その共同して行うことに係る内容

(7) 第17条第1項第1号ア(7)に該当する調査研究の場合、補助に係る内容

(7) 第17条第1項第1号ア(7)に該当する統計の作成等の場合、条例第10条の2第1項に規定する相当の公益性を有するものとして特別な事由がある旨及びその内容

(7) 調査票情報を利用する手法及び期間並びに調査票情報を利用して作成する統計又は行う統計的研究

の内容

- (ウ) 作成する統計又は行う統計的研究の成果を公表する方法
- (エ) 個人及び法人の権利利益等を害するおそれがない旨
- (オ) 調査票情報適正管理措置として講ずる内容
- (カ) 調査票情報の提供を受ける方法及び年月日
- (キ) (ア)から(イ)までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項

イ 第17条第1項第2号に該当する申出 次に掲げる事項

- (ウ) 調査票情報の直接の利用目的が高等教育目的である旨
- (イ) 調査票情報を利用する学校及び学部学科の名称並びに授業科目の名称、目的及び内容並びに調査票情報を授業科目で利用する必要性及び期間
- (ロ) 調査票情報を利用する手法及び期間並びに調査票情報を利用して作成する統計又は行う統計的研究の内容
- (ニ) 授業科目の実施結果を公表する方法
- (ハ) ア(ウ)から(イ)までに掲げる事項
- (ヒ) (ア)から(ロ)までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項

2 第10条の2提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、知事に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 第10条の2提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「第10条の2提供申出書等」という。）に記載されている第10条の2提供申出者（第10条の2提供申出者が個人である場合に限る。）及び第10条の2提供申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証等
- (2) 第10条の2提供申出者が法人等であるときは、第10条の2提供申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書等
- (3) 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面

3 知事は、第1項の規定により提出された第10条の2提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、第10条の2提供申出者に対して、説明を求め、又は当該第10条の2提供申出書等の訂正を求めることができる。

第16条 知事は、前条第1項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、第10条の2提供申出者に対し、その旨及び当該申出に係る調査票情報の提供に要する手数料の額その他当該申出に係る調査票情報の提供に関する事項を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた第10条の2提供申出者は、当該通知に係る調査票情報の提供の実施を求めるときは、その旨を記載した調査票情報提供依頼書に、知事が定める調査票情報の取扱いに関する事項（利用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨を記載した書面その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 前項の調査票情報提供依頼書を提出する者は、知事が指定する納付期限までに手数料を納付しなければならない。

（条例第10条の2第1項の規定による調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等）

第17条 条例第10条の2第1項の規定による調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等は、次に掲げるものとする。

(1) 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

ア 次に掲げるものであって、調査票情報を学術研究の用に供することを直接の目的とすること。

- (イ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学若しくは高等専門学校若しくは同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する専門課程に限る。）（以下「大学等」という。）若しくは公益社団法人若しくは公益財団法人（以下「公益法人」という。）が行う調査研究（公益法人が行う調査研究については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業（ウ）において「公益目的事業」という。）に該当するものに限る。以下この(イ)において同じ。）又はこれらの者がこれらの者以外の者に委託し、若しくはこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等

- (i) 大学等に所属する教員が単独で又は共同して行う調査研究に係る統計の作成等
 - (ii) その実施に要する費用の全部又は一部を大学等又は公益法人が公募の方法により補助（公益法人が行う補助については、公益目的事業に該当するものに限る。）をする調査研究に係る統計の作成等
 - (iii) 知事が、条例第10条の2第1項に規定する相当の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等
 - イ 調査票情報を利用して行った学術研究の成果の公表（条例第10条の2第2項の規定により準用する条例第10条第4項の規定により行う公表を除く。次号イにおいて同じ。）がされること。
 - ウ 個人及び法人の権利利益等を害するおそれがないこと。
 - エ 調査票情報適正管理措置が講じられていること。
- (2) 高等教育の発展に資すると認められる統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの
- ア 調査票情報を大学等の行う教育の用に供することを直接の目的とすること。
 - イ 調査票情報を利用して行った教育内容の公表がされること。
 - ウ 前号ウ及びエに掲げる要件に該当すること。
- 2 前項の統計の作成等を行う者は、第9条第2項各号のいずれにも該当しない者とする。
（条例第10条の2第1項の規定による調査票情報の提供を受けた者の氏名等の公表等）
- 第18条 第10条から第14条までの規定は、条例第10条の2第1項の規定による調査票情報の提供を行う場合について準用する。
- 第5条の次に次の2条を加える。
（条例第10条第1項の規定による調査票情報の提供に係る手続等）
- 第6条 条例第10条第1項の規定により知事に調査票情報の提供を依頼しようとする者（以下「第10条提供申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「第10条提供申出書」という。）に、知事が当該調査票情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、知事に提出することにより、調査票情報の提供の依頼の申出をするものとする。
- (1) 第10条提供申出者が行政機関又は他の地方公共団体（以下「公的機関」という。）であるときは、次に掲げる事項
 - ア 当該公的機関の名称
 - イ 担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先
 - (2) 第10条提供申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下「法人等」という。）であるときは、次に掲げる事項
 - ア 当該法人等の名称及び住所
 - イ 当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先
 - (3) 第10条提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項
 - ア 当該個人の氏名、生年月日及び住所
 - イ 当該個人の職業、所属、職名及び連絡先
 - (4) 第10条提供申出者が前3号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第1号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項
 - (5) 代理人によって申出をするときは、次に掲げる事項
 - ア 当該代理人の氏名、生年月日及び住所
 - イ 当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先
 - (6) 調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項
 - (7) 調査票情報の利用場所
 - (8) 調査票情報の利用目的
 - (9) 調査票情報を取り扱う者が第9条第2項各号に掲げる者に該当しない旨
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、第9条第1項各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項として、次のアからウまでに掲げる申出の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項
 - ア 第9条第1項第1号に該当する申出 次に掲げる事項
 - (i) 調査研究の名称、必要性、内容及び実施期間
 - (ii) 委託し、又は共同して行うことに係る内容
 - (iii) 調査票情報を利用する手法及び期間並びに調査票情報を利用して作成する統計又は行う統計的研究

の内容

- (イ) 調査研究の成果を公表する方法
- (ロ) 第32条に規定する調査票情報を適正に管理するために必要な措置（以下「調査票情報適正管理措置」という。）として講ずる内容
- (ハ) 調査票情報の提供を受ける方法及び年月日
- (ニ) (ア)から(カ)までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項

イ 第9条第1項第2号に該当する申出 次に掲げる事項

- (ア) ア(ア)及び(イ)から(カ)までに掲げる事項
- (イ) 補助に係る内容
- (ロ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項

ウ 第9条第1項第3号に該当する申出 次に掲げる事項

- (ア) ア(オ)及び(カ)に掲げる事項
- (イ) 申出に係る統計の作成等が、知事の行う政策の企画、立案、実施若しくは評価（以下「政策の企画等」という。）に有用である旨及びその内容又は条例第10条第1項第2号に規定する同等の公益性を有するものとして特別な事由がある旨及びその内容
- (ロ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項

2 第10条提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、知事に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

- (1) 第10条提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「第10条提供申出書等」という。）に記載されている第10条提供申出者（第10条提供申出者が個人である場合に限る。）及び第10条提供申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類（申出の日において有効なものに限る。）であって、これらの者が本人であることを確認するに足りる書類（以下「運転免許証等」という。）
- (2) 第10条提供申出者が法人等（第8条に規定する者を除く。第15条第1項第1号及び第2項第2号、第19条第2項第2号並びに第27条第2項第2号において同じ。）であるときは、第10条提供申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前6月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類（以下「登記事項証明書等」という。）
- (3) 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面

3 知事は、第1項の規定により提出された第10条提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、第10条提供申出者に対して、説明を求め、又は当該第10条提供申出書等の訂正を求めることができる。

第7条 知事は、前条第1項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、第10条提供申出者に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた第10条提供申出者は、当該通知に係る調査票情報の提供の実施を求めるときは、その旨を記載した調査票情報提供依頼書に、知事が定める調査票情報の取扱いに関する事項（利用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨記載した書面その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出するものとする。

第31条の次に次の1条を加える。

（調査票情報等を適正に管理するために必要な措置）

第32条 条例第14条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める条例第10条第1項若しくは第10条の2第1項の規定により提供を受けた調査票情報又は条例第12条第1項の規定により作成した匿名データ若しくは条例第12条第3項の規定により提供を受けた匿名データ（以下これらを「調査票情報等」という。）を適正に管理するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 法人等にあつては、調査票情報等を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。
- (2) 調査票情報等に係る管理簿を整備すること。

- (3) 法人等にあつては、調査票情報等の適正な管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。
- (4) 調査票情報等を取り扱う者以外の者が、調査票情報等を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。
- (5) 調査票情報等の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制又は手順を整備すること。
- (6) 行政機関等以外の法人等にあつては、調査票情報等を取り扱う者が第9条第2項第1号、第2号及び第5号並びに第29条第2項第2号のいずれにも該当しない者であることを確認すること。
- (7) 法人等にあつては、調査票情報等を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。
- (8) 調査票情報等を取り扱う区域を特定すること。
- (9) 調査票情報等を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること及び行政機関等以外の者にあつては調査票情報等を取り扱う区域の状況を常時監視するための措置を講ずること。
- (10) 調査票情報等の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。
- (11) 調査票情報等を削除し、又は調査票情報等が記録された機器若しくは装置を廃棄する場合には、当該調査票情報等を復元することができない手段で行うこと。
- (12) 調査票情報等を取り扱う電子計算機及びその関連装置（以下「電子計算機等」という。）において当該調査票情報等を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
- (13) 調査票情報等を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合にあつては、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。以下同じ。）を防止するため、適切な措置を講ずること。
- (14) 調査票情報等を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う調査票情報等の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。
- (15) 調査票情報等の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずるべき当該調査票情報等を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。
- (16) 前号の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

様式第1号（裏面）の部中「者は」を「個人又は法人その他の団体は」に、「者が」を「個人が」に、「した者」を「した個人又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、その役職員又は構成員として当該行為をした者）」に改める。

様式第2号（裏面）の部中「者に対し」を「個人又は法人その他の団体に対し」に改める。

附 則

この規則は、平成31年5月1日から施行する。